

令和3年3月  
(第8回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和3年3月24日(水曜日)

令和3年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年3月24日(水曜日) 午前9時00分～午前9時42分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(9人)

委員	1番	松山 和子
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局次長兼係長 戸島 和則  
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明願いに係る証明について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について

## 6 会議の概要

事務局： 本日は、諸般の事情により会長並びに会長代理が欠席となっておりますので、本日の議長を年長者であります、11 番の徳留委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長： ただいまから、令和3年3月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は9名です。8番、東山崎委員と12番、横原委員、13番、橋口会長から欠席の届けがありました。  
よって12名中9名の出席ですので、総会は成立しております。  
農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5番の後藤委員と6番の淵脇委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権移転に関するものが3件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第22号 議案書の読み上げ)

3ページをご覧ください。集計表となっております。

(3ページ 集計表の読み上げ)

受付番号1番から受付番号3番については関連がございますので、一括で審議をお願いいたします。それぞれの資料をお目通しください。また、別添の調査書についてもそれぞれ審議の際に合わせて、ご覧いただきたいと思ひます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いいたします。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番、田淵です。3月15日に譲受人の〇〇さんと田淵推進委員と3名で現地調査を行いました。3ヶ所は分散しておりますが、いずれも〇〇集落内です。受付番号1番は〇〇公民館の東側の水田2枚は、譲渡人の親が耕作されていましたが、亡くなられた後は〇〇さんが耕作されております。〇〇番は畑ですが、カヤが生えていたものを刈り取

ってありました。受付番号2番は、受付番号1番の隣になります。1番と同様に〇〇さんが耕作されています。水田ですが、現在は牧草が栽培されています。受付番号3番は、〇〇公民館の西側になります。以前、〇〇さんが牛を飼育されておりましたが、離農された後を〇〇さんが購入されたものです。〇〇番は畑ですが、長年放置され竹が生えていましたが、今は林業関係者の方の木材置き場となっております。調査の意見としましては、〇〇さんは高齢となっておりますが、近々、娘夫婦が新規就農し、畜産を経営される予定で、今回の購入の運びとなったものです。水田については、今のまま水稲と飼料作物として利用、〇〇番は家庭菜園として利用される予定です。畜舎については一部改築して使用される予定です。木材置き場となっている畑については、牧草ロールの仮置き場として利用したいとのことです。空き家が増える集落に若い就農者が定住されるとのことで、大変喜ばしく思っております。また、畜産で牧草畑も確保され、荒地解消にもつながるものと期待しているところです。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは、まず、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第22号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第22号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 続いて、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第 22 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 22 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思いをします。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 3 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 22 号、受付番号 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 22 号、受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： それでは、10 ページの議案第 23 号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(議案第 23 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、11 ページから 18 ページまでございます。

転用目的は、一般住宅の建築に関するものです。それぞれお目通しください。

なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

3 番： 3 番、富田です。3 月 19 日に橋口会長、徳留委員、持留推進委員とで調査をしました。現地は、15 ページの地図にありますように、〇〇から東へ約 150m 入った、水田と宅地に囲まれた水田で、3~4 年耕作されていない農用地区域外の水田です。周りは、宅地化が進んでおります。申請人は町内に居住されており、ここに住宅を建築し、子育てをしたいとのこと。土地改良区との調整も終わっており 5 条申請に何ら問題はないと思います。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。補足ですが、本日お配りしております資料の5ページをお開きください。農業振興地域の農用地区域図となっております。斜線の部分が今回の申請地となっており、周りの着色されている部分が農用地区域です。今回の申請地は農用地区域からは外れているということです。開けていただきまして、6ページでございますが、申請地から半径50mを円で括った地図でございます。許可基準に定めます事項の集落接続施設を円で表しておりますが、50m以内に3戸以上の住宅が存在しております。ですから、集落接続施設で許可基準は満たしているものです。以上です。

議 長： よろしいですか。

議 長： 何かご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号1番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第23号、受付番号1番について許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第23号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案番号24号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、19ページの議案第24号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(議案第24号 議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、20ページから23ページです。それぞれお目通しください。よろしくお願いいたします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、事務局からお願いします。

事務局： はい。非農地証明願いの現地調査報告を事務局からさせていただきます。11月20日に会長、淵脇委員、谷口委員と事務局で農振地域除外申請の現地調査時に行っております。申請地は〇〇の〇〇から北東の〇〇方面に約900m行った、〇〇集落の北側にあり、小高い丘になってところにあります。西側は一部宅地と畑、東側は原野、南側は畑、北側は山林と11月に農振除外を承認した土地に接しております。現地の状況は、クヌギや雑木、竹が生茂っており、くぼ地になった日当たりの悪い土地でした。調査の意見としまして、申請地は概ね25年以上経過しているものと見られ、山林化しており、現地調査委員と協議した結果、今回の非農地願いはやむを得ないと判断しました。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明と報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の谷口推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の7ページをお開きください。現地の写真でございますが、上の写真が申請地を西側から撮影したもので、下が南側から撮影したものです。雑木の伐採や下草の草払いなどが行われていたため、代理人に連絡を取り、これ以上の作業は中止していただくようお願いしたところでした。開けていただきまして、8ページの上が現況の航空写真で、下が昭和50年当時の航空写真でございます。昭和50年時点で約3分の2以上が山林化していることが確認できると思います。議案書の22ページには昭和62年頃にクヌギを植えたということになっておりますが、すでに昭和50年には杉が植えられております。9ページになりますが、農用地区域図になります。斜線部分が今回の申請地となっており、周辺は農用地に入っておりますが、11月に農振除外を承認した土地が申請地の上の右側が除外した土地でございます。以上です。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思っております。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、非農地としての証明はやむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第 24 号、受付番号 1 番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 24 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 24 ページの議案第 25 号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 25 号 議案書読み上げ)

(25 ページ 総括表読み上げ)

26 ページ、27 ページの集積計画については、それぞれのお目通しください。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 6 番に野村推進委員に関する議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をさせていただきます。

(野村推進委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 6 番、淵脇ですが、受付番号 13 番の〇〇さんの作物は牧草で間違いないですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。利用権設定用紙にそのように記載されておりますので、ご本人からの申請ですので間違いないと思います。

議 長： よろしいですか。

議 長： 他にございませんか。  
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 25 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 25 号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 25 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(野村推進委員 着席)

議 長： 次に報告第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 28 ページをお開きください。農地中間管理事業を通じて農地の賃貸借を行っております 4 件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(報告第 2 号 議案書読み上げ)

29 ページに記載しておりますが、4 件の詳細については、設定を受ける者のところに耕作者変更と太字で記載してある部分の上段が新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細については、それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いし

ます。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： （バレイショの出荷状況等について）

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

②その他

1) 議会 3 月会議報告

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和 3 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員